Nabeshima Labor Management

April 4 2019

パートタイマーの有給休暇

4 月から始まった年次有給休暇の 5 日間取得義務。正社員だけでなくパートタイマー・アルバイトに対しても時季を定めて取得させる必要があります。

1．5 日間取得義務の対象者

今回の改正では、10 日の有給休暇が発生する労働者が対象となりますので**表の色塗りの方が対象となります。**※繰越の分は含みません。

週所定働時間	週所定労働日数	1 年間の所定労働日数	継続勤務日数と付与日数						
			0.5 年	1.5 年	2.5 年	3.5 年	4.5 年	5.5 年	6.5 年以上
30 時間以上			**10 日**	**11 日**	**12 日**	**14 日**	**16 日**	**18 日**	**20 日**
30 時間未満	5 日以上	217 以上							
	4 日	169 日～216 日	7 日	8 日	9 日	**10 日**	**12 日**	**13 日**	**15 日**
	3 日	121 日～168 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	**10 日**	**11 日**
	2 日	73 日～120 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
	1 日	48 日～72 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

例えば、週 4 日勤務の方は入社後 3 年 6 ヵ月後に 10 日の有給休暇が発生しますのでこの時から 5 日間の取得義務が発生します。

2．年次有給休暇の賃金

有給休暇を取得した日の賃金については３通りの方法があり、いずれを選択するかは就業規則などで定める必要があります。

（1）通常の賃金を支給する。（その日の所定労働時間分を支給する）
（2）平均賃金の１日分を支給する。
（3）健康保険の標準報酬日額を支給する。⇒ この方法を選択した場合は労使協定が必要になります。

Q１．日によって労働時間が異なる場合はどうなりますか？
「通常の賃金を支払う」と決めた場合、日によって所定労働時間が異なっている場合は、有給休暇を取得した日の所定労働時間に応じた賃金を支払うことになります。

Q２．前年度からの繰越分がある場合、いつの分から消化すればいいですか？
前年度分から繰越された分と新たに付与された分が含まれている場合、どちらの分から請求できるかについては労働基準法では規定されていないため、どちらを先に使っても構いません。

Q３．計画的付与をした場合、有給休暇のない従業員に対する対応はどのようにしたらいいですか？
入社したばかりで有給休暇が発生していない従業員などに対しては、前倒しの有給休暇、特別有給休暇、もしくは平均賃金の６割を休業手当として支給することが必要です。

Q４．週の労働日数が決まっていないパートタイマーの付与日数はどうしたらいいですか？
所定労働日数が週単位で決められていない場合は、年間の所定労働日数で判断します。短時間労働者も入社時に始業終業の時刻（労働時間）、休日の明示が必要になります。それにより付与日数が決まりますので８割以上の出勤があったかどうかを確認するためにも労働条件の見直しをお願い致します。

5 日の取得義務に合わせて「年次有給休暇管理簿」の作成が義務付けられました。年次有給休暇の「時季」「日数」「基準日」を労働者ごとに作成し、3 年間保存しなければならないとされました。

《筆者：小　池》

お 知 ら せ

◆衛生管理者受験講座　50 人以上の事業所様については毎年「衛生管理者」の受験講座を開催しておりますが、今年度希望される方の人数を把握したいと思っております。5 人以上のご希望があれば受験講座を開催する予定ですのでお早めにご連絡下さい。
◆雇用保険料免除　昭和 29 年 4 月 2～昭和 30 年 4 月 1 日生まれの方については 4 月分給料から雇用保険料が免除となります。平成 31 年 4 月からの雇用保険料率の変更はありません。
◆在職老齢年金に係る支給停止調整額　4 月から「46 万円」⇒**「47 万円」**に変更になります。
◆国民年金保険料　4 月から「16, 340 円」⇒**「16,410 円」（＋70 円）**に変更になります。
◆一括有期事業開始届（建設事業）が廃止されます。（平成 31 年 4 月 1 日から）
◆労働保険の年度更新　賃金台帳と工事台帳（建設事業）をもとに労働保険料の清算を行いますのでご協力をお願い致します。

自 然 と の 共 生

伊勢神宮

伊勢志摩ホテルザクラシック

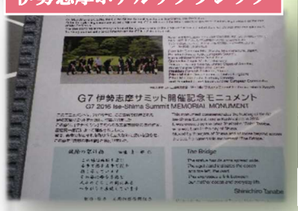

Ｇ７サミット時の会食場所

奈良公園

薬師寺

わたしのひとこと

３月の祭日を利用して、想い描いていた英虞湾の自然を堪能してきました。自然の美しさは山だけではありませんので、時々、こだわりの場所を見つけては旅をしています。今回は志摩半島の英虞湾の美しさをクルージングとヘリコプターで遊覧し、自然を堪能してきました。

この場所は、２０１６年にＧ７サミットが開催された場所です。その時のホテル「志摩観光ホテル ザ クラシック」に宿泊し、美食を堪能し、満足感を味わって来ました。さらに、奈良に足を延ばして、「奈良公園」のシカと戯れ、世界遺産「薬師寺」等を巡り、歴史の紐を解きながらゆっくりと自然を味わってきました。又、伊勢神宮内宮にもお参りしてきました。海と山とに囲まれている日本列島はどこに行っても美しいところがいっぱいですネ…。　　鍋島　勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人　鍋島事務所

〒321－0923　宇都宮市下栗町２７５０－２
TEL：028 - 635 - 9752　FAX：028 - 635 - 9298
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.nabeshima-sr.or.jp
E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

社会保険労務士個人情報保護事務所
SRP
全国社会保険労務士会連合会
認証番号：1601124